

## 議員提出議案第1号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

提出者 山陽小野田市議会議員 三 浦 英 統  
賛成者 山陽小野田市議会議員 大 井 淳一朗  
〃 山陽小野田市議会議員 河 崎 平 男  
〃 山陽小野田市議会議員 石 田 清 廉  
〃 山陽小野田市議会議員 下 瀬 俊 夫  
〃 山陽小野田市議会議員 矢 田 松 夫

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市議会委員会条例（平成17年山陽小野田市条例第209号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総合政策部の所管に属する事項」を  
「総合政策部の所管に属する事項  
文化・スポーツ振興部の所管に属する事項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>総合政策部の所管に属する事項</u></p> <p><u>文化・スポーツ振興部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>成長戦略室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>総合政策部の所管に属する事項</u></p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>成長戦略室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2)～(4) 略</p>